

概要

個人が、令和7年12月31日までに、

- ・長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する**認定長期優良住宅**、
- ・都市の低炭素化の促進に関する法律に規定する**認定低炭素住宅**、
- ・断熱性能等級5以上(結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。)かつ一次エネルギー消費量等級6以上の基準を満たす**(ZEH水準省エネ)住宅**のいずれかを新築または建築後使用されたことのないものの取得をして居住の用に供した場合には、**標準的な性能強化費用相当額の10%相当額**(表参照)を、その年分の所得税額から控除できます。

標準的な性能強化費用相当額	上限額	控除率	最大控除額
(住宅の構造に関わらず) 45,300円 × 家屋の床面積	650万円	10%	65万円

- ※控除をしてもなお控除しきれない金額がある場合には、翌年分の所得税額から控除されます。
- ※住宅ローン減税との併用はできません。

主な要件

- ①その者が所有し、かつ主として居住の用に供する家屋であること
- ②家屋の引渡し又は工事完了から6ヶ月以内に居住の用に供すること
- ③床面積が50㎡以上あること
- ④店舗等併用家屋の場合は、床面積の1/2以上が居住用であること
- ⑤合計所得金額が2,000万円以下であること
- ⑥断熱性能等級5以上(結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。)かつ一次エネルギー消費量等級6以上の基準を満たしていること

必要書類

【共通】	【認定長期優良住宅】の場合	【認定低炭素住宅】の場合	【ZEH水準省エネ住宅】の場合
①確定申告書	⑤長期優良住宅認定通知書の写し	⑤低炭素住宅認定通知書の写し	⑤建設住宅性能評価書の写し又は住宅省エネルギー性能証明書
②計算明細書			
③登記事項証明書	⑥住宅用家屋証明書の写し又は認定長期優良住宅建築証明書	⑥住宅用家屋証明書の写し又は認定低炭素住宅建築証明書	-
④請負契約書又は売買契約書の写し	-	-	-